

第1章 計画策定の趣旨及び位置づけ等

1. 計画策定の趣旨

(1) 「食」とは

「食」は、人が生きてゆく上で欠かせない命の根源です。それは、体だけでなく考え方や感性など人格の形成にも大きな影響を及ぼし、人が生涯にわたって健全な体と心を培い豊かな人間性を育てゆく基になるものです。

私たちは、これまで食を通して健康な体を育み維持するだけでなく、共に食卓を囲むことで、家族や地域のコミュニケーションを図り、自然の恩恵や「食」にかかわる人々への感謝の気持ちを育み、地域の多様な味覚や食文化を継承してきました。

(2) 「食」を取り巻く現状

しかしながら、近年の急速な社会経済の発展に伴い「食」は大きく変化してきています。そして、その影響は私たちの健康問題をはじめとする様々な場面で問題を顕在化させています。

女性の社会進出、核家族化や単独世帯の増加など社会情勢が変化する中でライフスタイルも多様化し、「食」の外部化が進み、「飽食の時代」を迎えています。

このような中で、いつしか「食」を取り巻く環境は様変わりし、家族が一緒に食卓を囲む機会が減少するなど、これまで「食育」に重要な役割を担ってきた家庭が十分な役割を果たせない場合も多く見られるようになりました。

そして、いつでも、どこでも食べられる時代を迎え、食の大切さに対する認識や関心が薄れ、生活習慣の乱れも加わって朝食の欠食や不規則な食事、野菜の摂取不足や動物性脂肪の過剰摂取などの栄養の偏り、肥満・生活習慣病の増加や過度の痩身志向などもみられ、大人のみならず子どもの健康への影響も憂慮されています。

さらに、食の安全性に対する不信感が増す中、食の海外への依存や食べ残しなどの食品廃棄の問題があります。また、農林漁業者が高齢化し遊休農地が増加しており、生産と消費の場が遠くなり食材の生産・製造現場の状況が見えにくい現状などもあります。

こうした時代背景とともに、ちばの食文化や日本の食文化が失われようとしています。

(3) 国の取組

これらの問題は、社会情勢の変化や家庭における「食」の教育力の低

下などの環境の変化の中では、もはや国民個々の自主的な努力に委ねるだけでは解決できない状況にあります。国全体として対処し早期に改善を図る必要があることから、国では、食育を国民運動として推進するため、平成17年6月に食育基本法を制定するとともに食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため食育推進基本計画を平成18年3月に策定しました。

(4) 千葉県の取組

本県では、早くから「食育」の必要性を認識し、食育が教育・健康福祉・農林水産等幅広い部局に関わる問題であることから、国に先駆け平成16年度から、ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクトとして庁内横断的な連携のもと、「あすのちばを拓く10のちから」の戦略プロジェクトに位置づけ、本県独自の総合的な取組を実施してきました。

食育基本法において、都道府県食育推進計画の策定が要請されていることを受け、食育への取組を、さらに、計画的かつ戦略的に推進し、食育の裾野を広げ、食育を県民運動として展開していくため、食育基本法や食育推進基本計画の趣旨を踏まえながら、「食」や「食育」に関わるちばの特長をいかした、ちばの食育が目指す姿を県民とともに考え、その方向性や基本的な考え方、共通の目標を示す、「千葉県食育推進計画」を県民と協働して策定することとしました。

家族のあり方の変化や多様性を持った暮らしの中で、家庭の機能が低下していくことに対し、行政や地域が支援していくシステムを共に考え構築することが必要です。そのためには、食育を県内各地域において、市町村をはじめ関係者が創意と工夫を凝らしつつ、その総力を結集して総合的かつ計画的に推進すること、さらに食育を県民運動として発展させ、地域に根ざしたものとすることが必要です。

2. 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画に位置づけられるものです。

県が取り組む食育に関する施策やその目標を定めた、食育に関する県の総合計画であるとともに、県全体で目指すべき姿や食育の基本的な考え方、共通の目標を示す、ちばの食育の基本計画として策定するものです。

県や市町村等の行政機関、教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、食育ボランティアや食育実践団体等の食育関係者、そして食育の主役である県民が、それぞれの果たすべき役割を再認識し、社会全体でちばの食育を推進することを目指しています。

この計画は、市町村にあっては市町村食育推進計画の策定や取組の指針として、また、県民をはじめ関係機関・団体にとっては自主的・積極的活動の指針として活用していただくものとして位置づけています。

3. 食育推進計画と県の関連する計画との関係

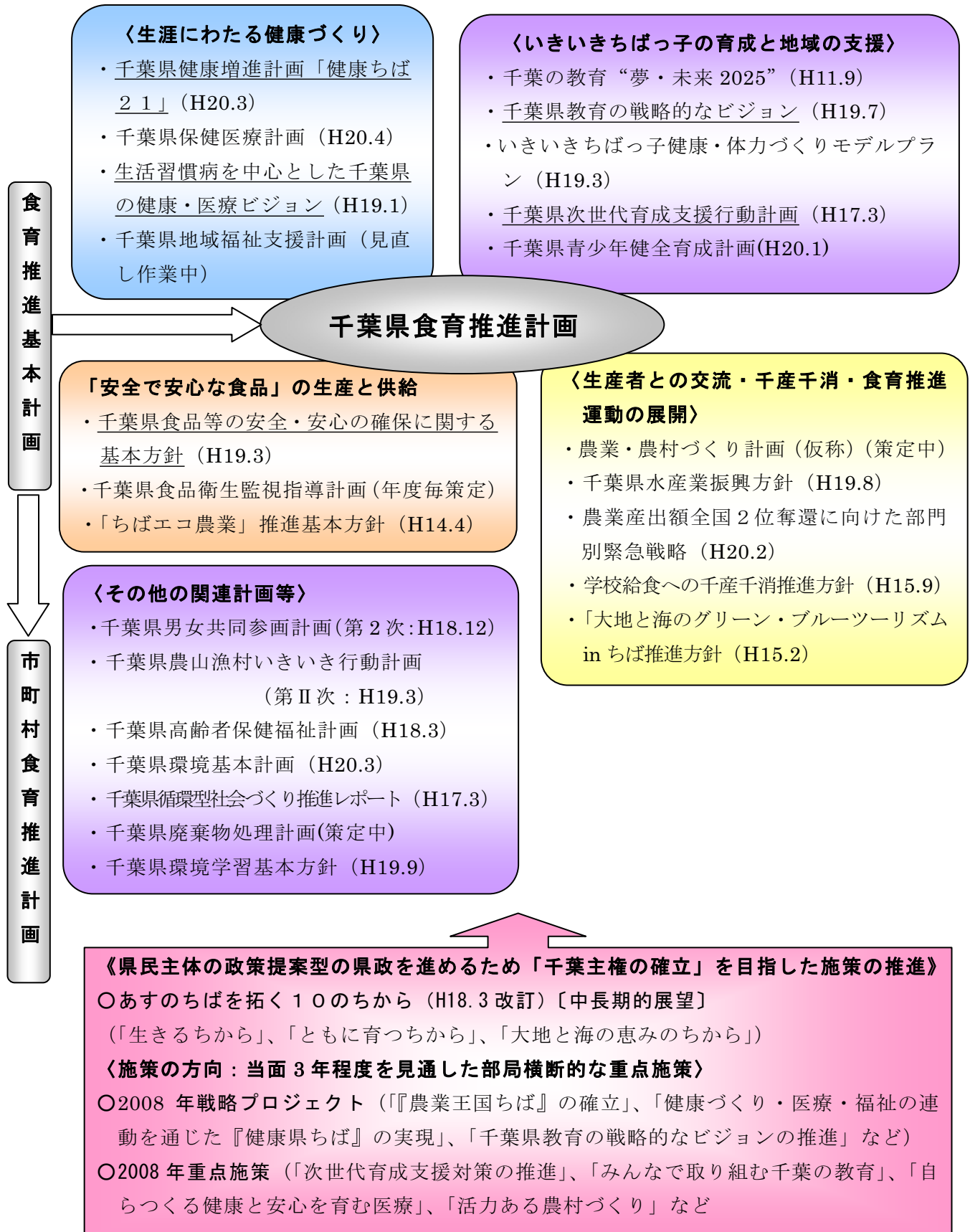
県では、県民主体の施策提言型の県政を進め「千葉主権の確立」を目指し、県民一人ひとりや地域社会が本来持っている「ちから」に着目して、それらをさらに育み連携・共鳴させるという方策が重要であるという考えの下、中長期的な基本方針である「あすのちばを拓く10のちから～千葉主権の確立～」(平成16年3月)を提示しました。これを踏まえ策定される、県政の重点施策として取り組む「戦略プロジェクト」や「アクションプラン」において、食育の推進に関連する様々な施策に取り組んでいます。

食育は、裾野の広い取組であることから、様々な分野にわたる県の計画と関連性を持っています。健康づくりの分野では、「自分らしく、いきいきと暮らし続けるために、一人ひとりの健康力を育てよう」を基本理念とする「健康ちば21」をはじめ、健康づくりと医療、福祉を連動させ、各分野の様々な団体とともに、社会全体で、生涯を通じた個人の健康の実現に取り組んでいます。子どもの健全育成の分野では、「家庭・学校・地域が連携・協力し、心身ともに健康で、郷土を愛し、責任ある行動と自己表現できる、あすを拓く『ちばっ子』を育てる」ことを目指す「千葉県教育の戦略的なビジョン」(平成19年7月)や「子どもは地域の宝として、全ての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える」子育ての実現を目指す「千葉県次世代育成支援行動計画」(平成17年3月)などが策定されています。その他にも、食品等の安全と安心の確保のために、生産から消費に至る総合的に講ずるべき施策などを示した「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」(平成19年3月)などの計画や指針が策定されています。

「千葉県食育推進計画」は、こうした関連する計画や戦略プロジェクト等の事業と連携・整合を図りながら、食育を横断的に捉え、一体となって推進していこうとするものです。

図表 2

食育推進計画と県の関連する計画等との関係



4. 千葉県の食育推進計画づくりの特徴

食育を県民運動として強力に展開していくためには、県民一人ひとりの理解と参加の下、行政と関係者が協働した取組が不可欠です。

このため、千葉県の食育推進計画づくりは、県があらかじめ案をつくってから意見を求めるのではなく、まず計画づくりの出発段階で、県内各地域でのタウンミーティングの開催や関係団体や中・高・大学生等との意見交換などを通じ、より多くの県民の方々や関係者から幅広い意見を聞きました。それらの意見を基本としながら、食育に関連する各分野を代表する有識者や食育実践者などが参加する「千葉県食育推進県民協議会」において検討を重ね、庁内横断的な組織体制の中で施策を統合しながら計画をとりまとめ、さらにパブリックコメントを行って県民の意見を聞きながら計画を策定します。

多くの県民が計画づくりに携わり、様々な立場からの意見を踏まえた県民主体の計画とすることが特徴です。

平成18年度に、県内10地域で開催したタウンミーティングや16回に及ぶ関係団体や中・高・大学生等との意見交換などを通じ、延べ1,177件の貴重な意見が寄せられました。

5. 計画期間と目標

計画期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間とします。

また、食育を県民運動として展開するため、県や市町村をはじめとする多くの関係者の理解の下、県全体として取り組むべき共通の目標を掲げ協働して食育の推進に取り組みます。そして、施策の成果や達成度を客観的に評価するための目安となる具体的な指標（数値目標）を設定し県民・関係者が一体となって運動を進めます。

指標の達成の目安とする時期は、国の食育推進基本計画の目標年度である平成22年度を基本とし、22年度における達成状況を踏まえ、23年度に見直しを行います。

なお、計画期間内であっても、取組状況や社会情勢の変化に順応的に対処し、適宜計画の見直しを行うこととし、実効性のある計画を目指します。

図表3 計画期間、目標設定年度、次期計画策定について

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度
計画期間	←————— 計画期間(4年間) —————→			
作業内容	事業の進捗管理		目標達成評価年度	次期計画の策定
	※取り組み状況や社会情勢の変化に順応的に対処し適宜計画を見直し		目標値の達成状況の把握	目標達成状況を踏まえた24年度からの次期計画内容を検討する

6. 市町村への提案

この計画は食育を県民運動として展開するため、県・市町村、そして県民が一体となり、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力して食育の推進を目指すものです。

その中で、住民にもっとも身近な自治体である市町村は、地域に根ざした食育を推進する上で、家庭や学校等、地域での食育への取組をさらに支援し、実践する極めて重要な役割を担っています。県の計画を基本としながら、地域の特性をいかした自主的な施策を盛り込んだ実効性のある市町村食育推進計画を策定することが必要です。

7. 地域のちからで家庭の食育を支援

食育の基本は、家庭において日々の食生活や食習慣・生活習慣により培われるものです。しかし、家庭がその役割を十分果たせなくなっている状況の中では、地域のちからで家庭の食育を支援していくことが必要です。

この計画では、イメージ図に示すように、家庭を中心に、身近な存在である学校・保育所等や町内会組織等を核とする地域、地域の活動を支援する市町村、市町村間や関係団体等をつなぐ県農林振興センター・健康福祉センター・教育事務所などの県の機関を核とする地域を広域市町村圏と位置づけ、家庭・学校・地域の連携を強化し、市町村や県の関係機関、さらに食育関係者が連携して家庭を支援する「仕組みづくり」、「地域づくり」を通して、地域が一体となった家庭の食育を支える取組を推進します。

また、食育活動は、地域に根ざした個々の活動や広域的な活動など、その方法や実施主体は様々ですが、食育関係者の自発的な意志により連携が図られ、一体となった取組へと発展していくことが大切であり、その活動の輪が広がることで県民運動へとつながります。

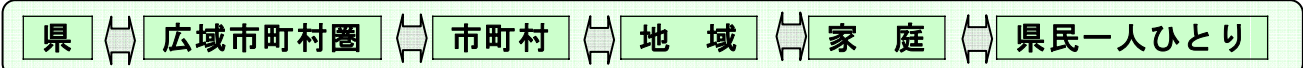
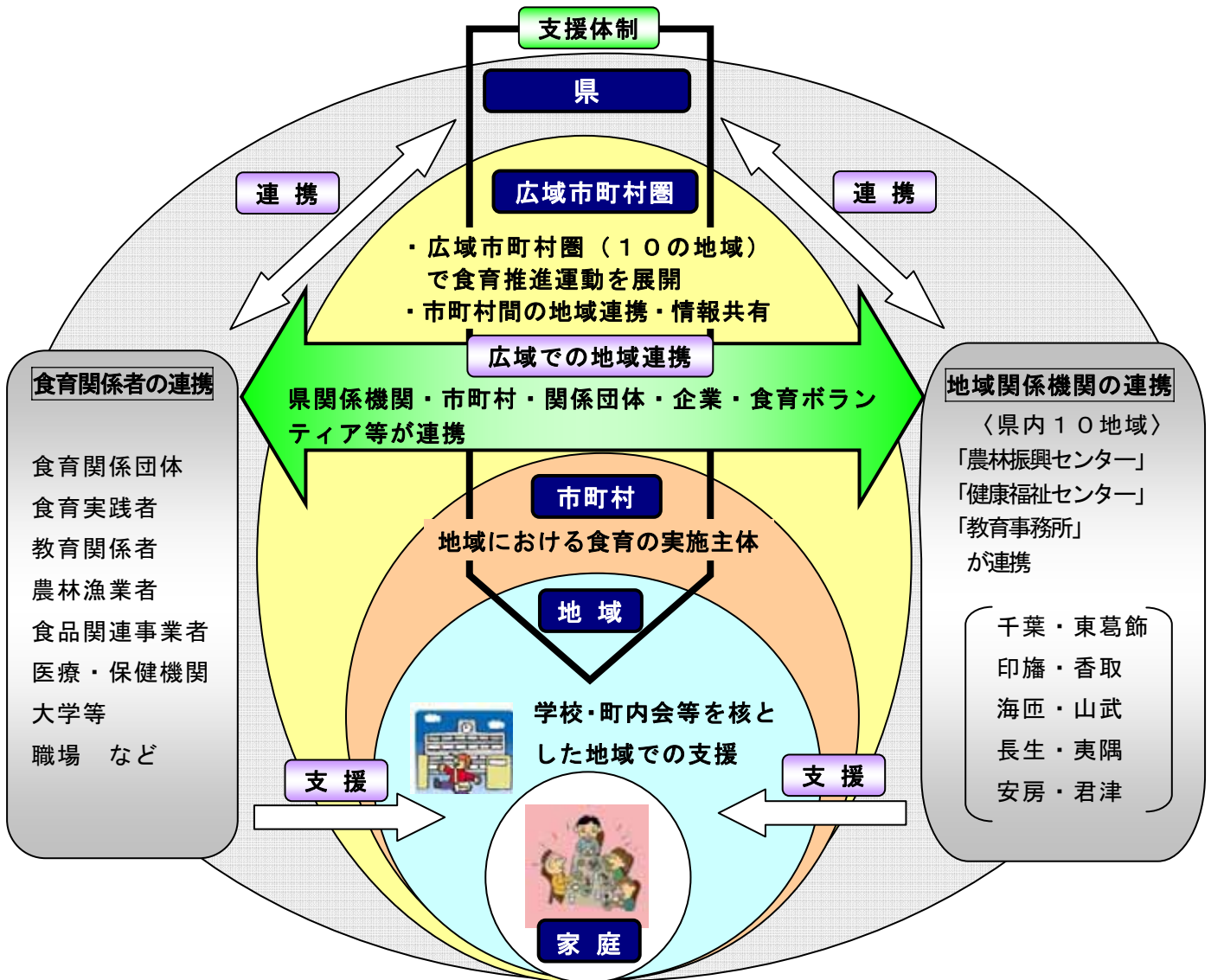
このため、食育の推進を担う**地域での食育活動の核となる「ちばの食育コーディネーター***」の育成や地域における食育関係者による組織づくりなどを支援しながら、自発的な食育活動の取組を推進します。

「ちばの食育コーディネーター」の育成

食育活動を学校教育や地域活動の場で実践する、「ちば食育ボランティア」は、現在、5,081名の方が登録し、県内各地域で活躍しています。

食育を、さらに地域に根ざした県民主体の広がりを持った活動としていくためには、活動者同士による組織づくりやイベントの企画・実施、食育活動の指導・アドバイス・情報提供など様々な場面で主体的に関わり、**地域での食育活動をリードし、先導役となって活躍する「ちばの食育コーディネーター」の育成**が必要です。

図表4 家庭の食育の支援体制イメージ図



関係機関が連携して家庭や地域の食育をバックアップ

- ・食育活動への支援と情報提供
- ・食育の普及・啓発の促進
- ・「地域づくり・仕組みづくり」を推進
- ・地域の核となる「ちばの食育コーディネーター」の育成

個々の取組から県民運動への展開〈ボトムアップ型の展開〉

- ・計画づくりへの参加と施策の提案
- ・食育への意識改革とできることから食育を実践
- ・地域における食育の推進



食育のうねり

